

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：10104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780050

研究課題名(和文)取締役の労働者に対する責任論 会社の労働法令遵守への規律付け

研究課題名(英文)Director's Liability to Employees - For Compliance with Labour Law

研究代表者

南 健悟 (Minami, Kengo)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：70556844

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、会社の労働法令遵守のための規律付けの一つとして、取締役の労働者に対する損害賠償責任に関する考察を行った。近時、日本では会社の賃金未払事件や安全配慮義務違反に関する事件において、取締役が会社法429条に基づき、労働者に対して未払賃金額相当額の損害賠償の支払いや人身損害に係る損害賠償が求められる事案が散見される。本研究では、アメリカ及びカナダにおける取締役の賃金責任に係る比較法的考察を通じて、取締役の賃金責任の根拠を明らかにし、また労働者の財産的・人身的損害についての取締役の責任を日本法研究により検討を行った。本研究では一定の要件の下での取締役責任を負わせるべきとの結論に至った。

研究成果の概要(英文)：I researched a director's liability for wages and damages of employees for a compliance with labor law. I recently find that there are a few cases which employees try to establish directors' responsibility for unpaid wage and damages of employees by a corporation under the provision of Corporate Act §429 in Japan. In this research, I clarified the reason of director's liability for unpaid wage and damages of employees by considering the director's liability for it in the United States of America and Canada. I conclude that the wages of employees have to be protected in the same way as involuntary claim under the circumstances and employees can claim the damages to directors.

研究分野：民事法学

キーワード：取締役の責任 賃金責任 間接有限責任と債権者保護 労働コンプライアンス 会社の法令遵守

1. 研究開始当初の背景

1980年代以降、会社の未払賃金（未払残業代を含む。以下同じ）について、取締役個人に対して未払賃金相当額の損害を賠償するよう求める事案が、散見される。また近時は、単に、会社の未払賃金について取締役が個人責任を負うような事案だけではなく、より広い問題において取締役が労働者に対して損害賠償責任を負う事案が増えている。例えば、労働者の過労死等について取締役が個人責任を負うとされた事例（大阪高判平成23年5月25日労判1033号24頁〔大庄ほか事件〕）も存するところである。このような事案においては、未払賃金そのものを請求するというより、未払賃金相当額を会社法429条1項に基づき損害賠償請求するものであるが、いくつかの裁判例は当該請求を認容してきた。そもそも本来であれば、使用者たる会社の未払賃金は会社の労働者に対する債務不履行だが、それを取締役個人に対して損害賠償責任という形とはいえ、代わりに請求することが妥当であるのか、ということが問題となる。加えて、過労死事案のように会社の安全配慮義務違反のようなケースにおいても労働法令の規律付けという観点からの問題提起がなされはじめている。本研究開始当初において、上記のような裁判例が見られることから、単に、会社法429条1項の問題としてではなく、また、判例研究の一環としてではなく、より根本的に、会社の安全配慮義務違反や未払賃金について取締役が個人責任を負うことの正当性について検討を行うこととした。

2. 研究の目的

本研究では、上記1で述べたように、まず、近時、しばしば見られる、会社の未払賃金について取締役が個人責任を負うことの正当性・合理性について、株式会社の間接有限責任と会社債権者（労働債権者）保護という観点から、考察を行うことが目的である。より具体的にいえば、従前、株式会社の間接有限責任と会社債権者の保護という研究は、盛んに行われていたが、会社債権者のうち、労働債権者保護というものについては、それを意識的に研究してきたものはほとんどなかった。そこで、本研究では、上記のような問題意識の下で、会社の未払賃金に係る取締役の個人責任について、そもそも責任を課すこと自体の合理性、そして、たとえ責任を課すことに合理性があるとしても、全責任を負わせることの妥当性（逆に言えば、責任を課す場合の要件や、責任限定等のあり方）について検討を行うことを目的とした。加えて、会社の安全配慮義務違反に関する事案との関係でも労働法令遵守の規律付けという観点からも検討を行った。

3. 研究の方法

研究の方法としては、伝統的な法学研究で

見られる比較法的考察を用いた。会社の未払賃金に係る取締役の個人責任については、日本では比較的最近になって、裁判例等で注目されるようになったが、取締役の責任に関して広範な議論がなされているアメリカ法を参照し、同種の事案が存在しているのか、そして同種の事案が存在しているのであれば、どのような解決方法がなされているのか、ということを中心にしながら、日本法への示唆を得る形で研究を行った。そこで、第一に、本研究に関する日本法における裁判例を概括的にサーベイし、その上で、アメリカ法及びカナダ法における裁判例及び学説上の議論を参照し、その背後にある考え方・社会的背景も踏まえた上で、どのように解決しているのか、それにはどのような妥当性があるのか、そして、更にどのような場合に、取締役に対して会社の未払賃金について個人責任を課しているのか等について示唆を得た上で、考察を行った。なお、以下の研究成果については、まずは、研究会報告による形で公表し、また、いくつかの論点については、論文・判例研究という形で公表を行っている。

4. 研究成果

4-1. 取締役の賃金責任等の判例研究

まず、本研究の研究開始当初の背景ともなった、日本の会社の未払賃金に係る取締役の損害賠償責任が問題となった裁判例についてサーベイを行った。なお、いずれも取締役の対第三者責任に関するものであり、悪意又は重過失により、取締役が任務懈怠をし、第三者に対して損害を与えた場合には当該損害を賠償する責任を負うとされる会社法429条1項に基づく責任が争われている。他方で、会社の違法な解雇や会社分割による取締役労働者に対する損害賠償責任についても争われており、このような観点からの研究成果として、後掲発表論文が挙げられる。は、違法な解雇により労働者に財産的損害が生じた場合について、は、労働組合を排除する目的で会社分割を行い、労働者に対して財産的損害を与えた事案に関する裁判例の検討を行った。

他方で、前述した大庄ほか判決で見られるような会社の安全配慮義務違反に関して取締役の責任を認める事例においては、取締役の法令遵守体制構築義務との関係で指摘がなされており、会社の法令遵守のための規律付けも問題となる。労働者との関係ではないが、このような会社の法令違反行為に関わる取締役の民事責任について検討をした成果として、後掲発表論文がある。

労働債権については、一定程度破産法上の優先権が付与され、また賃金債務については労働基準法により罰則付きで履行が強制されているという点に着目されていることが分かる。そこでは、立法政策上、複数の法制度において労働債権の保護が強調されていることから、間接有限責任との関係において

も同様の価値判断があるように見受けられる。しかしながら、単に、他の立法により、優先権が認められるとか、罰則付きで履行が強制されているということのみで、取締役個人責任を追及することが本当に認められるのか、今一度検討されなければならない。そこで、前述したように、本研究においては、アメリカ法における取締役の労働者に対する賃金責任を中心に、本研究課題に係る考察を行った。そして、裁判例の研究報告については、平成 29 年 5 月 6 日開催の國學院専修大学労働判例研究会にて報告を行った。

4 - 2 . アメリカ及びカナダにおける議論のサーベイ

近時、アメリカ法においては、最低賃金違反、未払賃金が生じているにもかかわらず、賃金を適切に支払わないような公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act, FLSA) 違反が生じている場合に、労働者は取締役や役員に対して責任を追及することができるという連邦判決が登場している。

また、本研究を遂行している中で、当初の本研究計画にはなかったが、比較法的考察の中で、カナダ会社法における議論についても参照した。というのも、カナダで連邦及び多数の州の会社法において、明文でもって、取締役の労働者に対する賃金責任を認めていることが分かったからである。カナダにおいても、間接有限責任制度から労働債権者を保護するための特別の法定責任であるとされており、アメリカ法における取締役等の個人責任に関する議論と軌を一にするものということができる。そこで、これら外国法における議論をまとめたものを、平成 27 年 8 月 23 日開催の北海道大学社会法研究会にて報告を行った。

4 - 4 . 各種企業等における債権者保護や労働者保護に係る研究

以上、本研究では、アメリカ法及びカナダ法を参照し、本研究における取締役の賃金責任について検討を行ってきた。その中では、取締役の労働者に対する賃金責任 (厳密に言えば、日本法においては、会社の未払賃金についての取締役の労働者に対する損害賠償責任ということになる) については、アメリカ及びカナダにおいても、同種の事案や問題が提起されており、日本法に対しても重要な示唆を与えるものであるように思われる。日本法においても、株式会社の間接有限責任に関する議論は当然に妥当し、かつ労働債権者たる労働者の保護も妥当するものと考えられる。

他方、より大きな問題として、会社の法令遵守 (コンプライアンス) の問題を改めて検討を行わなければならない。そこで、やや特殊ではあるが、海事企業における法的諸問題として、後掲発表論文 及び学会発表 にて公表を行った。例えば、より詳し

く述べれば、海事企業においては近時、技術革新により新たな法的な問題が生じることが指摘されており、それへの対応策を検討する必要が出ている。そこで、このような観点から、 を公表した。また、金融機関及び一般事業会社における法的諸問題については、後掲発表論文 により公表した。とりわけ、会社において適切な手続等がなされなかった結果として、様々な法的な問題が生じうるが、それに係る法的紛争について によって検討を行った。加えて、商法・会社法における労働者保護という点も考え得るものと思われる。例えば、労働契約における商法規定の適用の問題について扱った後掲図書 及び後掲発表論文 において公表した。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

南健悟、「若手会員のセッション」、海法会誌復刊 60 号、219 頁-236 頁、2017 年、査読なし

南健悟、「海運におけるサイバーセキュリティ」、海法会誌復刊 60 号、206 頁-218 頁、2017 年、査読なし

南健悟、「無人船・自律船舶に係る法的問題」、海法会誌復刊 60 号、115 頁-132 頁、2017 年、査読なし

南健悟、「会社分割後の事業閉鎖を理由とする組合員の解雇と損害賠償請求：生コン製販会社経営者ら(会社分割)事件」、季刊労働法 255 号、227 頁-236 頁、2016 年、査読なし

南健悟、「株式買取価格決定における収益還元法の採用と非流動性ディスカウント—セイコーフレッシュフーズ事件」、商学討究 66 巻 4 号、307-323、2016 年、査読なし

南健悟、「海峡法とポートステート・コントロール」、海法会誌復刊 59 号、34 頁-45 頁、2016 年、査読なし

南健悟、「郵政民営化法によって株式会社ゆうちょ銀行が払戻義務を承継した郵便貯金の払戻しを遅滞した後の利率」、金融・商事判例 1472 号、16 頁-21 頁、2015 年、査読なし

南健悟、「海事判例研究：船舶が輻輳し同一地点に集まっていた場合における船舶間の衝突事故に関し、横切り船航法が適用されるとした事例」、早稲田法学 90 巻 2 号、75 頁-91 頁、2015 年、査読なし

南健悟、「港湾施設の損傷と港湾利用者の法的責任に関する一試論」、海事交通研究 63 集、33 頁-42 頁、2014 年、査読なし

南健悟、「民事判例研究：福岡魚市場株

主代表訴訟上告審判決」北大法学論集
65 卷 4 号、136 頁-114 頁、2014 年、査
読なし

南健悟、「代表取締役の労働者性」新・
判例解説 Watch 15 号、283 頁-286 頁、
2014 年、査読なし

南健悟、「違法解雇と代表取締役の責任
—I 式国語教育研究所代表取締役事件」
季刊労働法 246 号、274 頁-275 頁、2014
年、査読なし

南健悟、「取締役会決議を欠く『重要な
財産』の譲受けの効力」、金融・商事判
例 1442 号、2 頁-7 頁、2014 年、査読な
し

〔学会発表〕(計 1 件)

南健悟、「明石海峡における航法の適用
海上衝突予防法と海上交通安全法の
適用関係」、平成 27 年度秋季日本航海学
会海上交通法規研究会、2015 年 11 月 6
日(東京海洋大学・東京都・江東区)

〔図書〕(計 1 件)

(共著)

南健悟、「労働契約と商行為法 商事法
定利率と商事時効」、出口正義、吉本健
一、中島弘雅、田邊宏康編、『企業法の
現在』、171 頁-195 頁、信山社、2014 年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

南 健悟 (Minami Kengo)
小樽商科大学・商学部・准教授
研究者番号：70556844

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：